

# ●補装具検収マニュアルに関するQ&A

令和8年4月版

## 1 全般的事項

Q1 なぜ今、検収方法を見直すのか。

A1 センターにおける補装具の検収は、従前から実施していたところであるが、今般、以下の理由により、検収方法の見直しを行った。

(1) 補装具製作者による不適正事案が発生したため。

### 【不適正事案の内容】

- ・処方を受けた見積書と異なる仕様、かつ、見積書より安価でグレードの低い補装具を納品した。
- ・さらに、処方を受けた見積書のまま、補装具費を過大に受領した。
- ・当該事案は、申請者が再支給の際、別の業者に依頼したことで判明し、申請者から市町村に苦情の申し立てがあった。

(2) 前記(1)についてセンターが当該業者を調査する過程で、当該業者の経理処理が著しくずさんであり、内部統制が働いていないことが判明したため。

なお、補装具費支給制度は国費が投入されている事業であるため、各業者においても会計実地検査の対象となる可能性がある。

(3) 適合判定において、処方の際に受けた医師の指示が正しく反映されておらず、手直しを指示しなければならないケースが散見されるため。

(注) 全国的にも不適正事案が発生しており、「全国身体障害者更生相談所長会総会」においても問題提起されている。

### 【不適正事案の例】

#### ① 義足

- ・中古品を新品と偽って納品し、適合判定の際に医師からキズを指摘されて中古品であることが判明した。
- ・適合判定時に見積書と異なる部品（より安価な部品）が使用されていることが判明した。
- ・適合判定が終了してないにもかかわらず、市町村から支払いを受けていた。
- ・見積書にチェックソケットを計上していたにもかかわらず、実際にはチェックソケットを製作していなかった。

#### ② 車椅子

- ・車椅子の修理を1年間の間に何回も繰り返していた。
- ・申請時と異なる部品（クッション等）が納品されていた。
- ・修理を申請していたにもかかわらず、修理を行っていなかった。

- Q 2 検収マニュアルを全ての業者に適用させなくても良いのではないか。
- A 2 再発防止策が必要であり、検収方法の改正は、不適正事案の再発防止対策として行うものである。
- Q 3 不正な修理を繰り返して補装具費を不正に受給した事例があるとのことだが、妥当な修理とは具体的に何回ぐらいを指すのか。
- A 3 回数の問題ではなく、他県において短期間に不必要な修理を行っていると思われる事例があった。  
本県においてもそのような事例がないかをチェックするものである。
- Q 4 検収方法の見直しは、全国的なものか。
- A 4 本県として、必要が生じたため見直したもの。その理由はA 1、A 2を参照のこと。
- Q 5 「補装具検収マニュアル」は、福島県以外の業者にも適用されるのか。
- A 5 県内業者、県外業者を問わず、「補装具検収マニュアル」の対象となる補装具を製作、修理した場合に適用される。
- Q 6 なぜ、相談会とは別日に検収するのか。
- A 6 以下の理由による。  
(1) 相談会当日は、申請者が適合判定を受けるために補装具を装着・装用しており、補装具そのものの検収が十分に行えないため。  
(2) 検収を確実にを行うためにチェック項目を見直したことにより、従来よりも時間を要するため。
- Q 7 昨今の物価上昇に伴い、補装具製作に係る経費が増加傾向にある中、今回の検収方法の見直しにより、補装具の検収のために新たに経費（ガソリン代、コピー用紙、切手代等）が増え、負担となる。
- A 7 検収を適正に行うことは、不適正事案やトラブルを未然に防止するために必要なものである。
- Q 8 今後は、市町村も同じ方法で検収を行うようになるのか。
- A 8 補装具検収マニュアルは、センターが実施する検収について定めたものであり、市町村が要否を判断する補装具については、各市町村の定めに従って対応すること。
- Q 9 新しい検収方法による検収は、いつから始まるのか。
- A 9 令和8年4月1日以降に行うものが、新たな検収の対象となる。  
新たな検収の対象になるか不明な場合は、個別にセンターに確認すること。

## 2 検収の準備、検収について

Q 1 0 検収を受ける時期はいつにすればよいか。

A 1 0 補装具が完成し、申請者に引渡しできる状態となった時点（義肢（骨格）については仮合わせ後）。

申請者に補装具を引渡す前に、検収を受けること（検収希望日の1週間前までには検収の予約を取ること。）

Q 1 1 納品伝票とは何か。

A 1 1 メーカーが本体や付属品等を納品したときに、それらとともに発注者側に渡される納品書を意図している。

なお、納品書が一式表示の場合は、メーカーからの受注確認表も必要となるので注意すること。

Q 1 2 「納品伝票」には金額が明示されている場合があるが、センターは仕入れ額まで確認するのか。

A 1 2 センターは仕入れ額の妥当性までは確認しない。発注時期、発注内容、納品時期等を確認する。なお、仕入れ額はセンターから他に漏れることはない。ただし、伝票等を全体的に眺めて、不自然な点がないかは確認する。

Q 1 3 伝票等がない場合はどうすればよいか。

A 1 3 そもそも、補装具の検収に必要なかどうか以前に、事業者として適正な事業運営のため並びに課税等に備えるため、当然に会計帳簿類、関係書類等は備えつけられているものと認識している。

### 【参考】

- ① 各市町村における「補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱」等において、「登録事業者は、補装具費の代理受領に係る帳簿及び関係書類を5か年間保存するものとする。」と定めているところが大半であると承知している。
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条には、県は「補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行った者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる、と規定されている。
- ③ 社会福祉法人の場合、社会福祉法第45条の24に「社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」「社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければな

らない。」と規定されている。

Q 1 4 取引先が納品伝票や受注シートを交付してくれないところもあるが、どうしたら良いか。

A 1 4 取引先に対し、改めて、受注内容を確認できる書面の交付を求めること。  
センターとしては、納品伝票や受注シートを想定しているが、判断に迷う場合には、センターに相談すること。

Q 1 5 相談会にて医師の処方を受けた場合、適合判定の際も、相談会で医師の適合判定を受けることとなる。検収が完了してからでないと、相談会の参加予約はできないのか。

A 1 5 検収完了を見越して、相談会の参加予約をして構わない。しかし、検収において不備等が判明し、検収が完了にならなかった場合は、相談会での適合判定は受けられない。

なお、適合判定は、検収後1週間以上後に受けることとなるため、逆算して予約すること（適合判定を受ける相談会開催日の1週間前までに予約すること。）

Q 1 6 意見書で要否判定した場合の手続きは、どうなるのか。

A 1 6 意見書で要否判定した場合についても「1週間前に検収の予約」～「検収」の流れとなる。

検収が完了した後は、補装具検収マニュアルー第3-10(2)を参照のこと。

Q 1 7 検収が完了し申請者に引渡した後、適合判定を受けるまでの間に、補装具（及び付属品）に不具合が生じ、補装具の補正が必要になった場合は、どうすればよいのか。

A 1 7 検収を受けた内容の範囲内（見積書の変更を伴わない）で補装具の調整等を行うのであれば、適合判定を受ける前に適宜対応して構わない。

再度処方、見積書の変更が必要となる不具合の場合は、早急にセンターに相談すること。

### 3 補装具ごとの個別事項

Q 1 8 骨格構造義足の経年劣化等による部品交換のような簡易な修理についても事前提出物、検収は必要なのか。

医学的所見が不必要な場合は、相談会への参加は要しないとするにはできないか。

A 1 8 「補装具検収マニュアル」において、検収対象としている補装具については、当該マニュアルに従った検収が必要である。

なお、令和5年度に「補装具の手引き」を改正し、足部と足継手が別の足

部については、県ではなく市町村判断で修理が出来るようにした（ただし、アライメント調整が必要な部品の交換（修理）は、引き続き県の相談会への参加を要する。）。

Q 1 9 これまで、「電動車椅子の外部充電器」は検収の際に持参していなかったが、検収を受ける必要があるか。

A 1 9 全ての付属品を確認することにしたので、「外部充電器」も検収する。